

別表（第2条関係）

鈴鹿亀山地区広域連合独自報酬算定基準

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

算定項目・要件	単位数
<p>○看護師配置加算</p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、指定を受けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7年3月までのいずれかの期間に限り、専らその職務に従事する保健・福祉・医療で1年以上の実務経験を有する看護師を常勤換算方法で1名以上配置した場合においては、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。</p>	<p>1月につき 250 単位</p>
<p>○広報周知活動推進加算</p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、指定を受けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7年3月までのいずれかの期間に限り、関係者への広報等の配布に加えておおむね半年に1回以上、医療関係者及び介護支援専門員等の関係者へ事業の理解及び利用促進を図るとともに、地域との連携等の向上に資することを目的として、医療機関等への訪問等による広報周知活動（おおむね60分以上とする。）を行う場合においては、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。</p>	<p>1月につき 250 単位</p>

2 看護小規模多機能型居宅介護

算定項目・要件	単位数
<p>○看護師配置加算</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護について、指定を受けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7年3月までのいずれかの期間に限り、専らその職務に従事する保健・福祉・医療で1年以上の実務経験を有する看護師を常勤換算方法で1名以上配置した場合においては、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。</p>	<p>1月につき 250 単位</p>
<p>○広報周知活動推進加算</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護について、指定を受けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7年3月までのいずれかの期間に限り、関係者への広報等の配布に加えておおむね半年に1回以上、医療関係者及び介護支援専門員等の関係者へ事業の理解及び利用促進を図るとともに、地域との連携等の向上に資することを目的として、医療機関等への訪問等による広報周知活動（おおむね60分以上とする。）を行う場合においては、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。</p>	<p>1月につき 250 単位</p>